

他国地位協定調査についで (中間報告書概要)



題 課 現 状

- 1960年の締結以来、一度も改正されず
沖縄県で相次ぐ事件や事故
沖縄県外でも米軍機による事故が発生
日米地位協定の見直しを求める声

景福編

原則として日本の国内法が適用されないままと運用される形態を改善するためには十分な改善が必要である。直抜本的な見直しは不十分ではあるが、米側による裁量権の改訂だけでは不十分である。

2つの補足協定（環境、軍事依存問題）を締結したもの、多くの基地運用改進が発生する都度、然として、多くの問題が発生する都度、で対応

調査の目的

- ✓ 日米地位協定の抜本的な見直しを実現するためには、この問題が国民全体の問題として受け止められる必要があることしかし、現状は、米軍専用施設が沖縄に集中していることもあり、日米地位協定の問題に関する理解や議論が全国的なものには至っていない

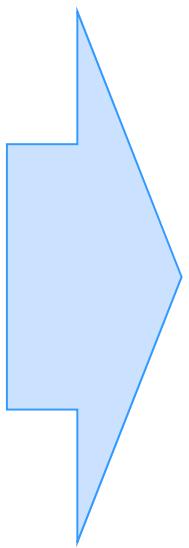
他国調査

調査の目的

- ✓ 日米地位協定の世界的な相場観の把握
- ✓ 日米地位協定の問題点を更に明確化
- ✓ 見直しの必要性に対する理解を国民全體に広げる

調査方針

- ✓ 日米地位協定は、数多くの日米合意を含んだ大きな法体系
- ✓ 法的な側面からアプローチは、一般国民が理解することが困難を伴うことが想定される



調査方針

- ①「受入国の国内法適用」、②「基地の管理権」、③「訓練・演習に対する受入国の関与」、④「航空機事故への対応」の4点を中心とした事例比較

調査内容

1. 事前調査
 - ✓ 文献調査（ドイツ、イタリアにおける地位協定の改定や新たな協定の締結の経緯）
 - ✓ 条文比較調査（日米地位協定と両国が米国と締結している協定の主要条文の比較）
2. 現地調査
 - ✓ ドイツ（3日間）
 - ✓ イタリア（2日間）



ドイツ航空管制（DFS）でのヒアリングの様子

ボン補足協定改定の経緯（ドイツ）

- ✓ 1980年代に入り領域主権と国民の権利保護の観点から、駐留軍への国内法適用を求める声
- ✓ 1988年に相次いだ駐留軍航空機による大きな事故
- ✓ ボン補足協定の改定を求める国民世論の高まり

1993年

大幅な改定の実現

- ✓ 国内法の米軍への適用を強化
- ✓ ドイツ主権の強化

国民世論を
背景に

ドイツ政府

駐留各国に対する
改定の申し入れ

改定
交渉

※改定交渉に臨んだドイツ代表団には、州の代表者も参加

新たな協定締結（イタリア）

- ✓ 1954年 米国によるイタリアの基地使用協定締結
- ✓ 1995年 了解覚書（モデル実務取極）の締結（米軍への国内法適用、基地はイタリア軍司令官の下に置かれるなどを明記）
- ✓ 1998年 米海兵隊によるロープウェー切斷事故で20名の死者

1999年

米軍機の飛行を大幅規制

- ✓ 訓練の許可制度
- ✓ 飛行規制 等

合意

反米軍感情
の高まり

両国による飛行
規制強化の協議

条文比較（受入国の国内法適用）

1. 日本（日米地位協定）
✓ 一般国際法上、駐留を認められた外國軍隊には特別の取決めがない限り接受国の法令は適用されないとの立場
2. ドイツ（ボン補足協定）
✓ 派遣国軍隊の施設区域の使用や訓練・演習に對してドイツ法令の適用を明記
3. イタリア（モデル実務取極）
✓ 米軍の訓練行動等に對して、イタリア法規の遵守義務を明記

条文比較（基地の管理権、立ち入り権）

1. 日本（日米地位協定）
✓ 第3条で米軍に排他的管理権を認め、日本側による施設・区域内への立ち入り権は明記なし
2. ドイツ（ボン補足協定）
✓ 署名議定書において、ドイツ連邦、州、地方自治体の立入り権を明記、緊急の場合や危険が差し迫っている場合は事前通告なしの立ち入りも認められる
3. イタリア（モデル実務取極）
✓ 米軍が使用的する基地もイタリア司令部の下に置かれ、イタリア司令官は基地の全ての区域にいかなる制約を設けずに入り自由に立ち入れることが可能

条文比較（訓練・演習への受入国の関与）

1. 日本（日米地位協定）
 - ✓ 訓練や演習に関して、日本側には規制する権限がない。さらに、訓練に関する詳細な情報が日本側に通報されることがなく、日本政府としては、それを求めることがないという姿勢
2. ドイツ（ボン補足協定）
 - ✓ 米軍が行う訓練・演習について、ドイツ側の許可、承認、同意等が必要であることを明記
3. イタリア（モデル実務取極）
 - ✓ 米軍による訓練行動等についてのイタリア軍司令官への事前通告やイタリア側による調整、承認を明記。ローブウェー一切断事故をきっかけに、大幅に規制を強化

条文比較（警察権）

(注) 警察権に関する点は、日米地位協定とNATO軍地位協定の本文は、ほぼ同様の規定になつてゐるが、合意議事録、補足協定、モデル実務取極の規定により、それぞれの受入国の権限が大きく異なつてゐる。

1. 日本（日米地位協定）
施設・区域内のすべての者若しくは財産、施設・区域外の米軍の財産について、日本の当局は捜索、差押さえ又は検証を行う権利を行使しない（合意議事録）
ドイツ（ボン補足協定）
ドイツ警察による提供施設・区域内での任務遂行権限を明記
2. ドイツ警備による提供施設・区域内での任務遂行権限を明記
3. イタリア（モデル実務取極）
イタリア軍司令官が、基地内のすべての区域及び施設に立ち入りる権限を明記

現地調査

平成30年
2月5日
2月6日
(火)
(月)

ラムシユタイン＝ミーゼンバッハ市長
ヴァイラー＝バッハ市長

2月7日(水) 2月8日(木)

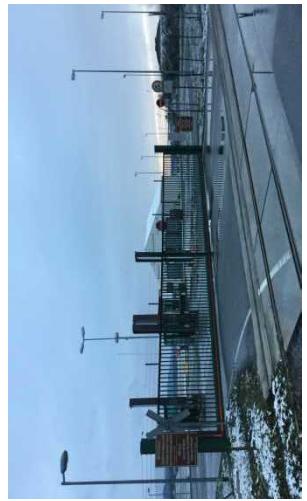
2月9日(金)

術空軍司令官
ラシベルト・ディーニ元首相
アヴィアーノ副市長

現地調査（ドイツ）

ラムシュタイン空軍基地

- ✓ ラムシュタイン空軍基地所在自治体を訪問（ラムシュタイン＝ゼンバッハ、ヴァイラー＝バッハ）
- ✓ ラムシュタイン基地は、在欧米空軍司令部が置かれる歐州最大の空輸拠点



ラムシュタイン空軍基地

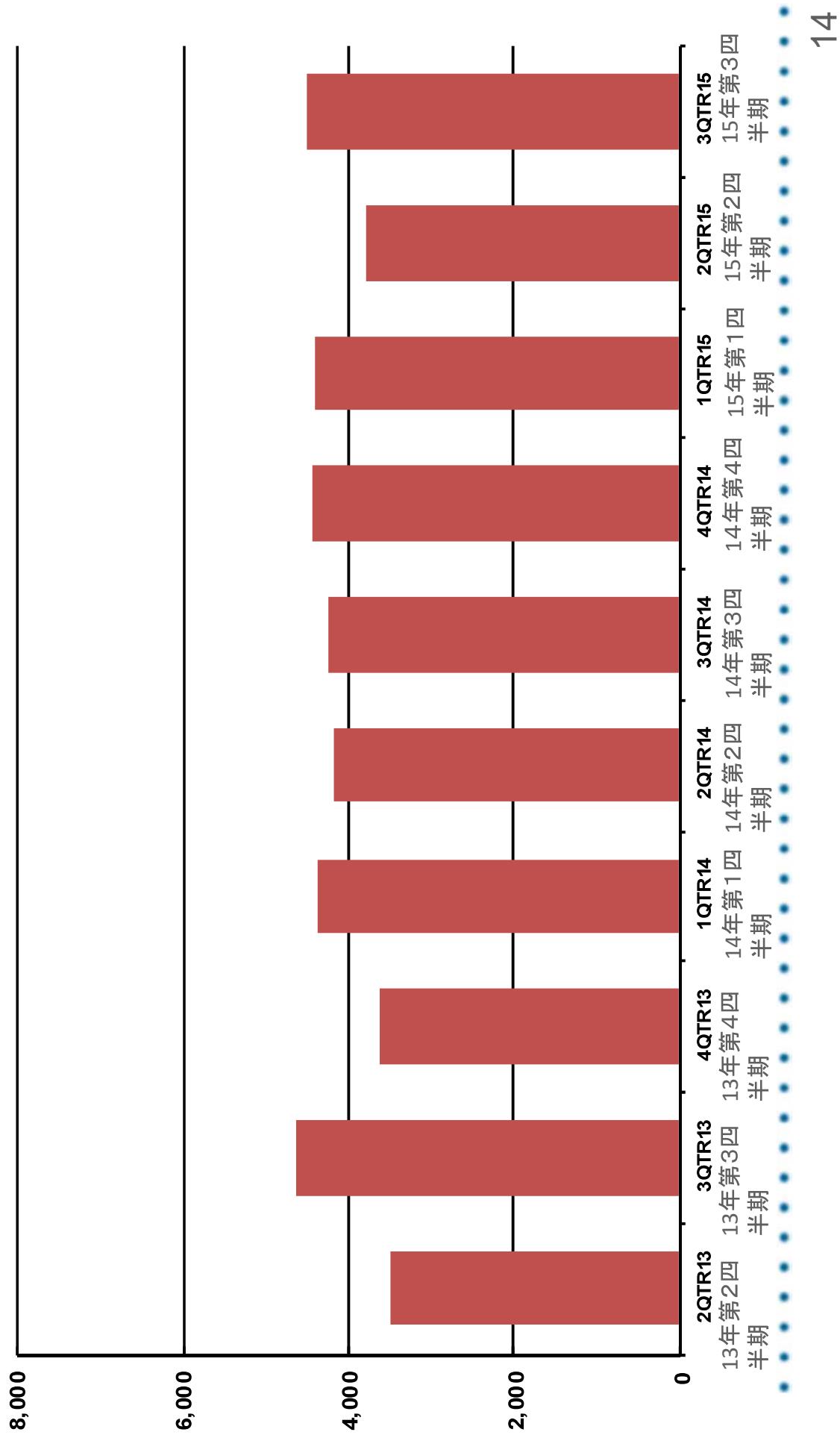
現地調査（ドライツ）

ラムシュタイン＝ミーゼンバッハ市長

1. ドライツ国内法の米軍への適用
 - ✓ 米軍の航空機にも航空法や騒音に関する法律が適用されており、夜間の飛行制限は、国内法が米軍にも適用されていることによるもの
2. ドライツ米軍基地内の自治体の入り権
 - ✓ 周辺自治体の市長や職員には年間パスが支給されており、適切な理由があれば入りが可能
3. 騒音軽減委員会
 - ✓ 米軍基地司令官や周辺自治体の首長等をメンバードとする騒音軽減委員会が設置されており、航空機の離発着回数などが詳細に報告されている

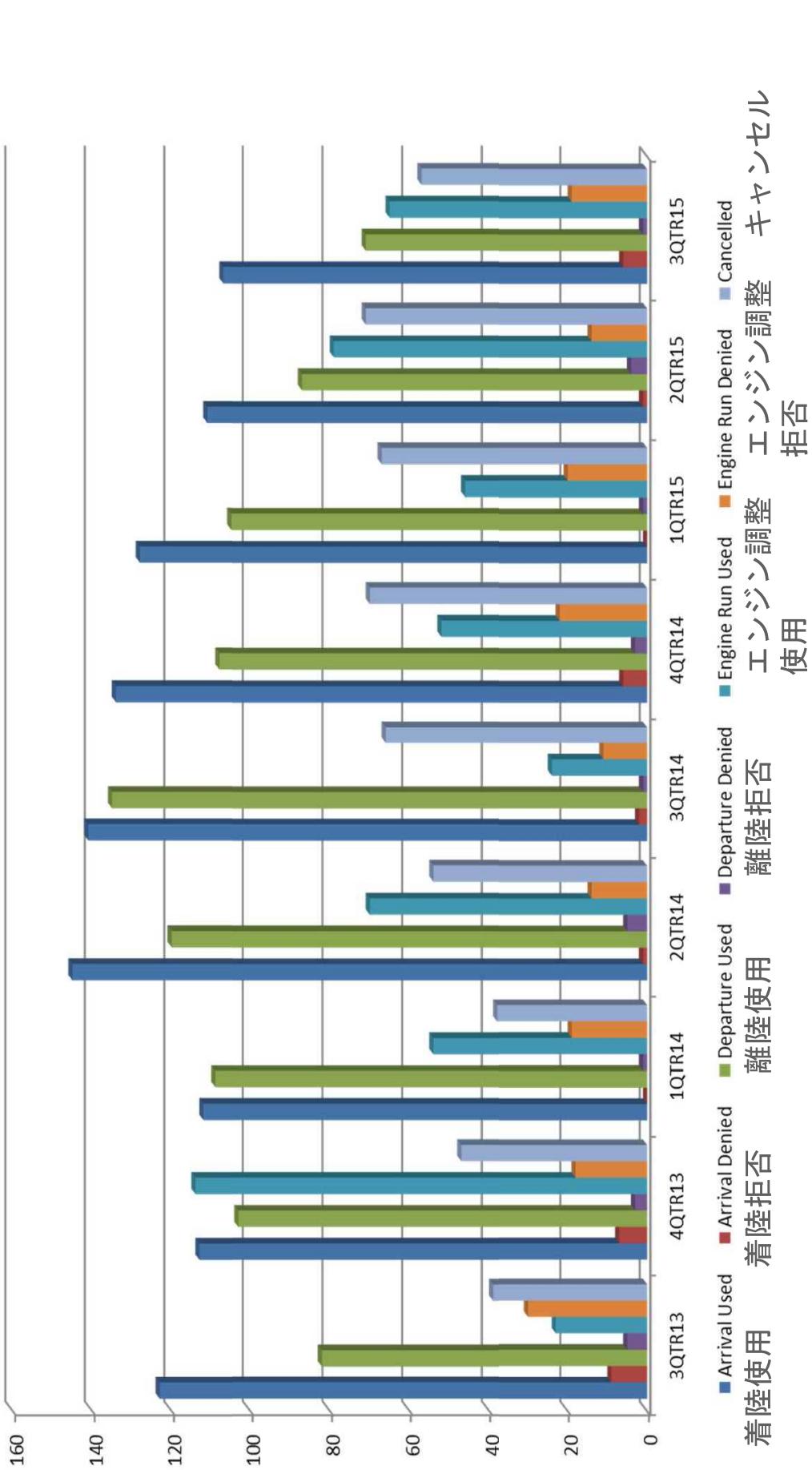
ラムシュタイン＝ミーゼンノバッハ市提供資料(騒音軽減委員会で報告されるデータ)

Ramstein Air Traffic (ラムシュタイン航空交通) Aircraft Movements (航空機離着陸回数)



ラムシュタイン＝ミーゼンバッハ市提供資料(騒音軽減委員会で報告されるデータ)

Total Quiet Hour Waivers by Type (静穏時間免除の種類ごとの合計)
2013 3rd QTR - 30 Sep 2015 (3rd QTR) (2013年第3四半期から2015年第3四半期)



※「拒否」は米軍司令官による拒否（「騒音規制を守るために自発的拒否」との説明があつた）。

現地調査（ドイツ）

米軍機墜落現場

- ✓ 2011年に米軍機（A-10）が墜落したラウフェルト町長問

- ✓ 当該機は、米空軍のシュパングダーレム基地所属であった



写真提供：ラウフェルト町長



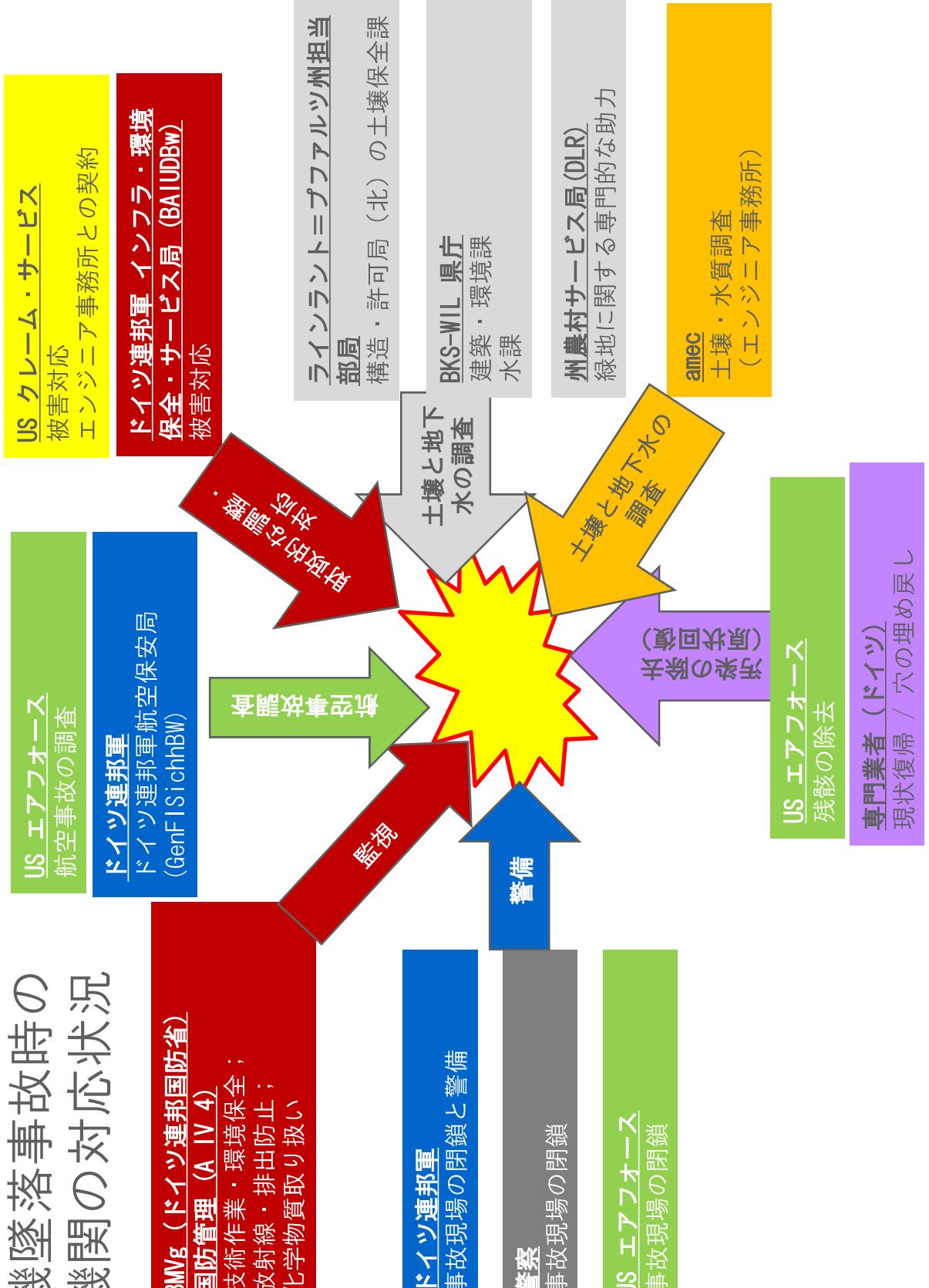
シュパングダーレム基地

現地調査（ドイツ）

ラウフェルト町長

1. 米軍機墜落事故時の状況
 - ✓ 事故の際は、ドイツ軍が現場を保持（NATOの協定（STANAG3531）でそのように取り決め）
 - ✓ 規制線の中にはドイツ警察や町長自身も入れた
2. 事故に關する調査
 - ✓ 事故原因の調査委員会にはドイツ軍も入った
 - ✓ 環境調査はドイツ法に基づきドイツが行い、費用は米側が支払う
3. その他（騒音等について）
 - ✓ シュパングダーレム基地にも騒音軽減委員会がある
 - ✓ ドイツ軍は米軍機も含めた騒音苦情受付機関を設置しており、規則の違反を調べる部署も存在

米軍機墜落事故時の 関係機関の対応状況



※ ラウフェルトのカール・ヨセフ・ユンク町長から提供があつた資料を沖縄県が翻訳

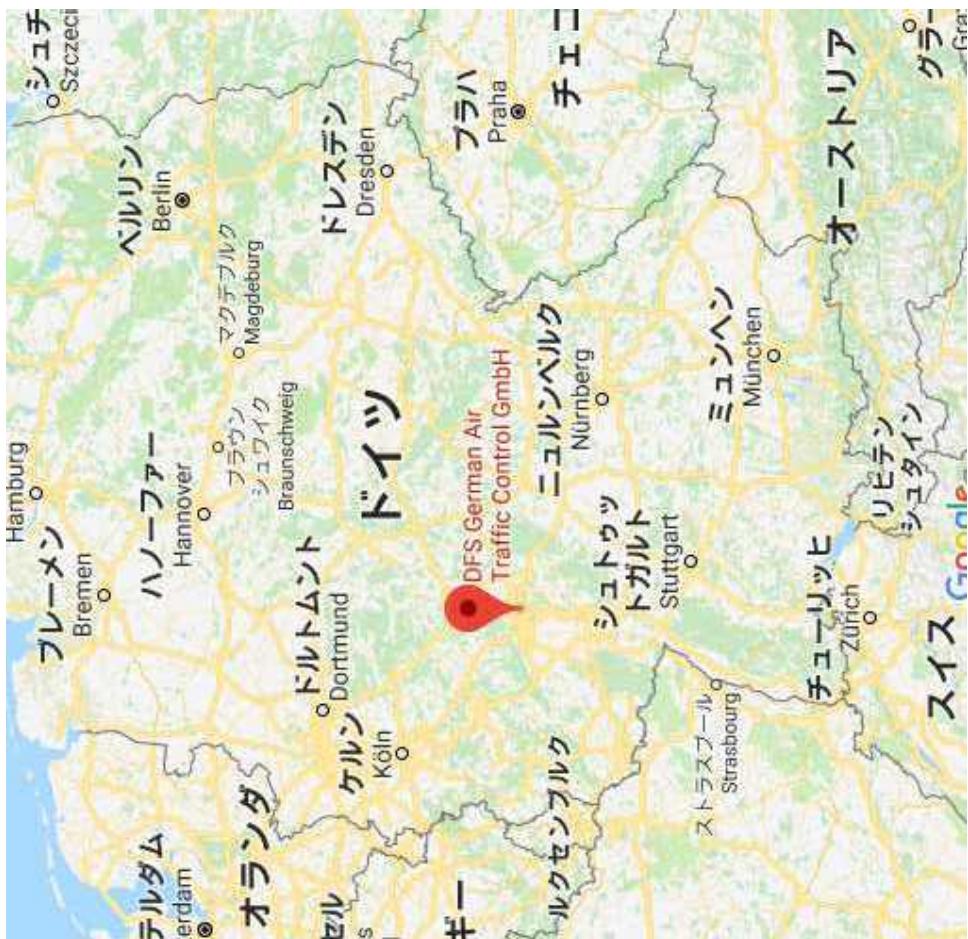
現地調査（ドイツ）

1. 航空保安のための連邦監督局 (BAF)

航空保安のための連邦監督局は、2009年に設立されたドイツの機関で、航空の安全に関する業務を行っている

2. ドイツ航空管制 (DFS)

ドイツ航空管制は、1991年に民間機と軍用機の航空管制統合が合意された際に、航空管制部門を民営化して設置された国100%出資の法人

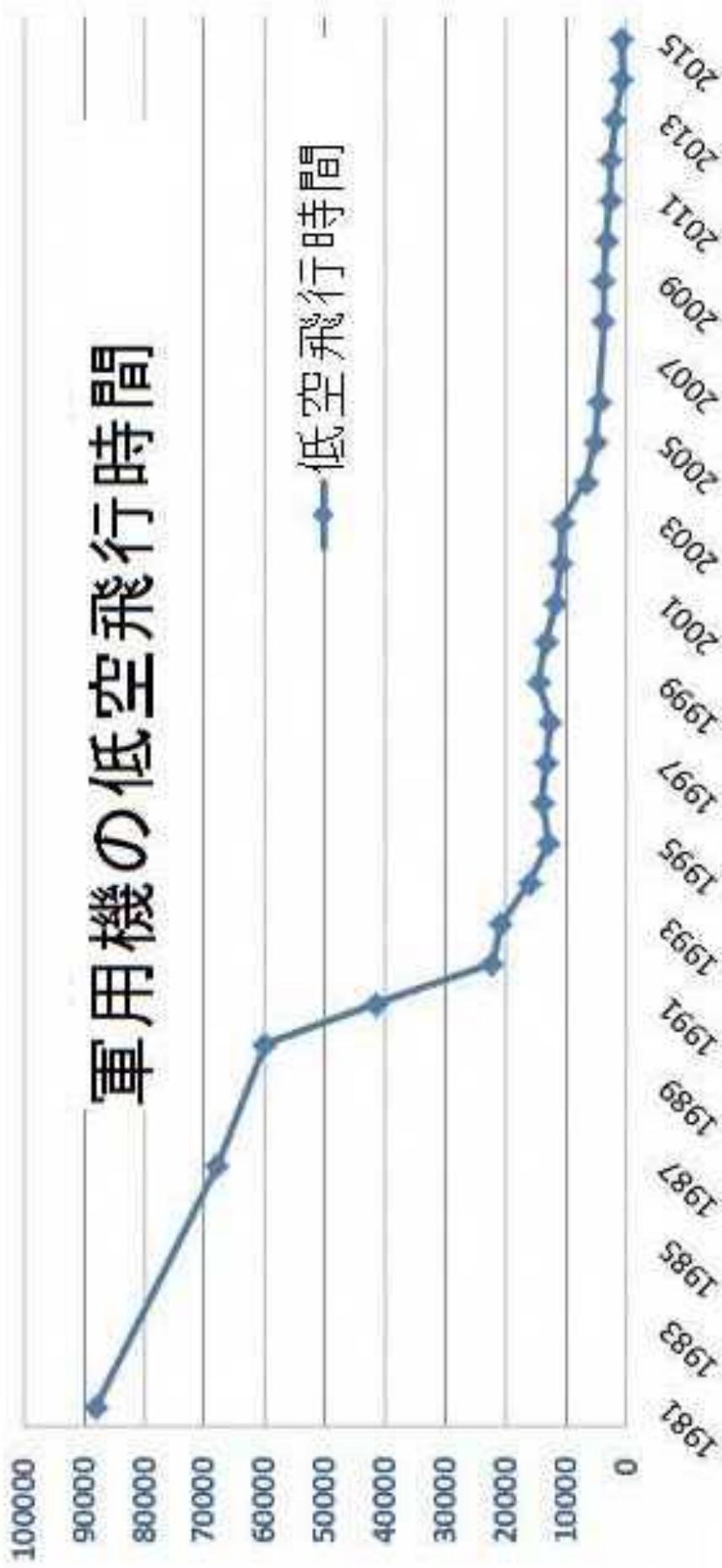


現地調査（ドイツ）

航空保安のための連邦監督局 (BAF)

1. ドイツ国内法の米軍への適用
✓ ドイツ軍と米軍(NATO軍)は同じ法律の枠組みで扱われており、ドイツ航空法も適用されています
✓ 航空法には例外規定もあるが、その場合でも米軍はドイツ軍の規則に従う義務がある
2. 米軍による低空飛行について
✓ 低空飛行に関してはドイツ軍の規則に詳細に規定されており、米軍も従わなくてはならない
3. 他国軍が管理する空域について
✓ ドイツには、日本の横田ラブコーンのように他国の軍隊が管理する空域は存在しない

ドイツの軍用機の低空飛行時間



※航空保安のための連邦監督局提供

現地調査（ドイツ）

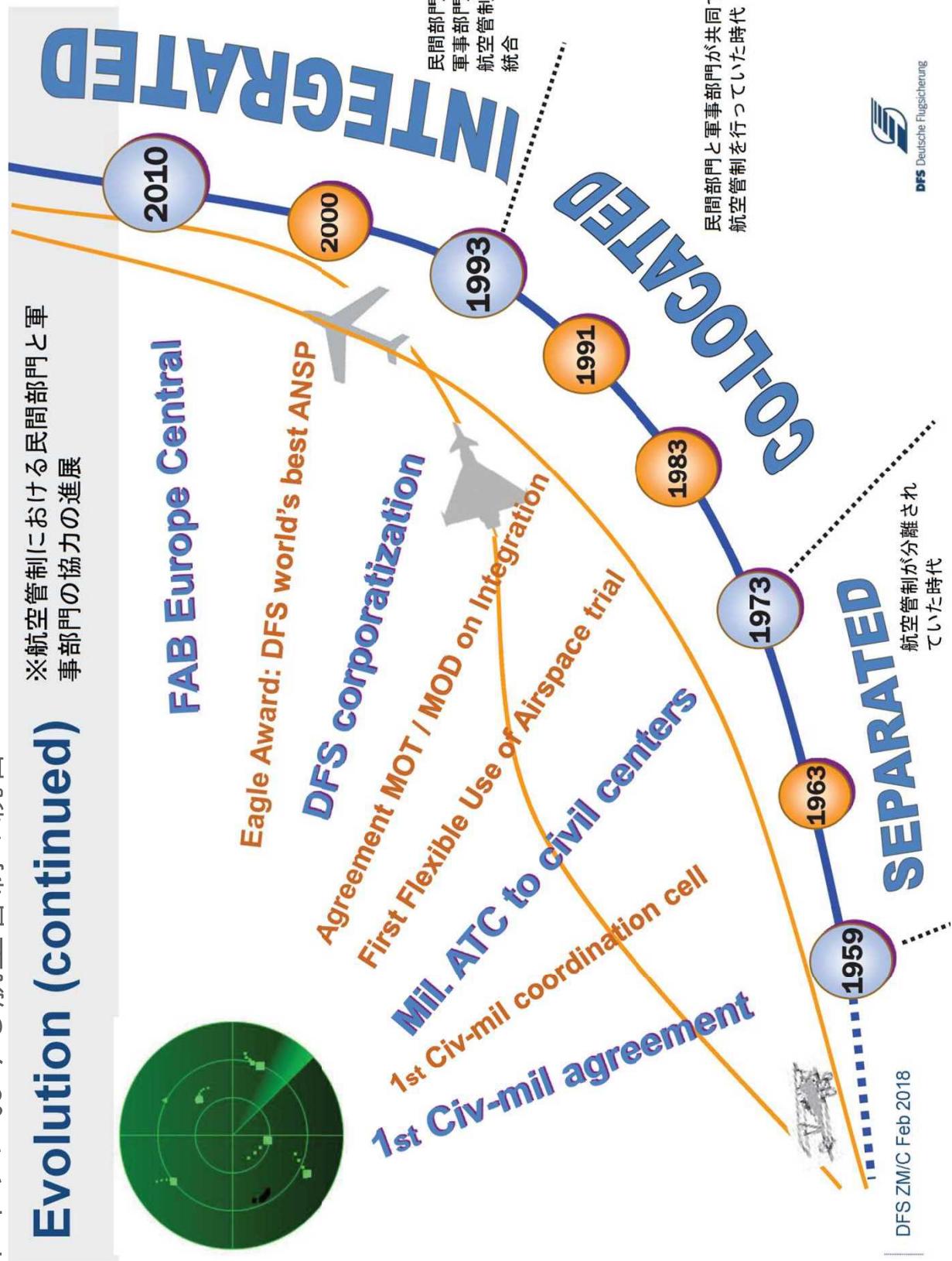
ドイツ航空管制（DFS）

1. ドイツ国内法の米軍への適用
 - ✓ 米軍機もドイツ航空法の規定に基づき、米軍管理空港周辺を除いてドイツ航空管制が管制を行っている
 - ✓ 米軍が様々な種類の訓練を希望することは理解できるが、ドイツのルールに従つた訓練であることが条件
2. 航空管制の統合
 - ✓ 軍民の航空管制統合は、1959年から取り組んで、1991年によりようやく統合が合意
3. 軍用機の訓練（演習）による空域の予約
 - ✓ 米軍が訓練空域を使用する場合は、前日までに申請を出す
 - ✓ さなくてはならず、ドイツ航空管制が許可を行つ
 - ✓ 申請に對しては、民間航空を第一に考えて検討を行う

ドイツにおける航空管制の統合

Evolution (continued)

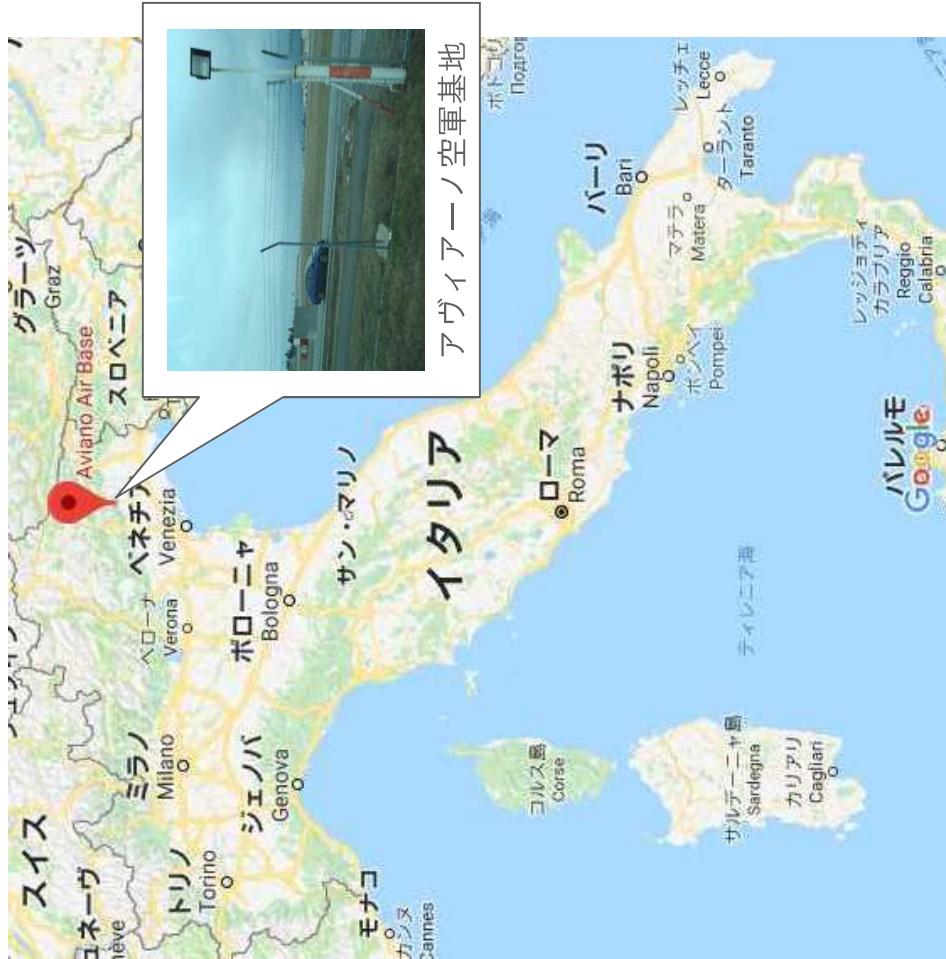
※航空管制における民間部門と軍事部門の協力の進展



※ドイツ航空管制提供の資料に沖縄県が日本語の注釈を付けたもの

現地調査（イタリア）

- レオナルド・トリカリコ元NATO第5戦術空軍司令官
✓ 1998年に発生したロープウェイ切斷事故を受けて設置された米伊委員会のイタリア側代表を務めた人物
- ラシベルト・ディエニ元首相
✓ ロープウェイ切斷事故当時、外務大臣として事故対応に当たった人物
- アヴィアーノ市
✓ アルプス以南を担任地域とする戦闘機を中心とした米空軍のアヴィアーノ基地所在自治体



現地調査（イタリア）

レオナルド・トリカリコ元NATO第5戦術空軍司令官

1. イタリア国内法の米軍への適用
 - ✓ 米軍の活動には、イタリアの法律を全て適用させる
 - ✓ 外国人間がその国に入れれば、その国の法律に従う。それを合意といふ
2. 基地の管理権について
 - ✓ 米軍基地には必ずイタリア軍司令官がおり、米軍の活動は必ずイタリア軍司令官に伺いを立てる必要がある
3. ロープウェイ切斷事故後の規制強化について
 - ✓ 事故後、米軍の高空飛行の高度制限や時間制限等を強化
 - ✓ 規制強化時は、セルビアへの空爆作戦中であったが、國內の状況を見ると規制強化を得ない状況だった

現地調査（イタリア）

ランベルト・ディーニ元首相

1. 日本や沖縄と米軍との関係について
沖縄が抱える問題は、日本の政治家が動いて条約を勝ち取らないと解決が難しい
米軍基地があるのは日本だけではないが、インチナー・ナショナルな見直しを進めいかないと、日米関係だけが奇異な関係になってしまう
米国の言うことを聞いていてお友達は日本だけ世界の状況を見れば、米国が日本を必要としていることは明らかだから、そこをうまく利用して立ち回るべきだ

現地調査（イタリア）

アヴィアーノ副市長

1. イタリア国内法の米軍への適用
 - ✓ 米軍にも環境に関するイタリアの法律が適用されており、環境面、騒音面はうまく処理できている
2. 基地の管理権、騒音の状況について
 - ✓ イタリア軍司令官がベアリシングの役割を果たしており、自治体や市民からの苦情や意見にうまく対応
 - ✓ 米軍司令官も前向きに対応している状況
 - ✓ 夜間の制限時間帯に行飛行する場合には、市にに対して事前に連絡が来る。飛行コースの変更にも応じてくれた
3. 地域委員会（CoMiPar）について
 - ✓ アヴィアーノ基地には州レベルの地域委員会が設置されており、各自治体の意見は州まで上げられて対応される

平成29年度調査結果まとめ

1. 両国とともに、米軍機の事故をきっかけにした国民世論の高まりを背景に交渉に臨み、改定や新たな協定の締結を実現
2. そのような取り組みにより、自国の法律や規則を米軍にも適用させる上で自國の主権を確立させ、米軍の活動をコントロール
3. 騒音軽減委員会や地域委員会が設置され、地元自治体の意見などを米軍が聴取
4. 日本では、原則として国内法が適用されず、日米で合意した飛行制限等も守られない状況や地域の委員会設置を求めるも対応されない状況であり、両国とは大きな違いがある

今後の課題（他国地位協定調査）

1. 両国において米軍にも適用されていることが分かった法令の翻訳・分析
 - ✓ ドイツ航空法や騒音に関する法令、イタリアでの新たな規制措置の内容等
 2. 今回対象としなかつた事項に関する調査
 3. ドイツ・イタリア以外の国の状況の調査
 4. 国民的な議論の喚起
- ✓ 日米地位協定はどうなものかといつた基礎的な情報に対する理解や同協定が抱える問題点、見直しの必要性に対する理解を国民全体に広げていくための効果的な方策の検討

今後の取組（他国地位協定調査）

1. 「今後の課題」に対する検討、更なる調査の展開
 - ✓ 課題を踏まえ、効果的かつ効率的な調査を展開
2. 地位協定ポータルサイトによる情報提供
 - ✓ 他国の地位協定や法令、その日本語訳等の情報を、「地位協定ポータルサイト」としてホームページにまとめて公開
3. 分かりやすい形での情報発信
 - ✓ 調査において明らかになつた事項について、一般国民にも理解しやすい形でまとめ、パンフレットやホームページ等により国内外に広く情報発信